○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　鈴鹿市野町字西山二〇一番二から同市稲生町字申懸九四一三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日十五時

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	B 九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A C・D 一〇・〇〇～二二五・〇〇		
	後	B 九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	
		A 一〇・四〇～二二五・〇〇	一七・六六八	
		C・D 一〇・〇〇～一二〇・〇〇	六・〇一〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　路線名　供用の区間　図面縦覧場所

二号　広島市中区光南三丁目八九三番二から同市西区観音新町四丁目二八七四番一三八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字縄手下七七番八から鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三まで	前	A 八・一〇～一四・〇〇	六七・五四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一四・〇〇～一八・一〇	七・二七六	
	後	B 八・一〇～一〇・〇〇	七・二一〇六	
		A 一〇・〇〇～一一九・〇〇	七・二七六	
鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三から同町湯山字森八九〇番一まで	前	三五・〇〇～一六六・〇〇	〇・六七九	
	後	二八・〇〇～一五四・〇〇	〇・六七九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字上荒木五三番一から鳥取市福部町湯山字法眼墳九九二番一地先官有無番地地内まで	一〇・〇～八九・八二	六・八六二

(四)　指定する期日　平成二十六年三月二十二日

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取県岩美郡岩美町大字河崎字溝下二六七番二から鳥取市福部町湯山字稲場六七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十二日

○中国地方整備局告示第五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

第1　起業者の名称　鳥取県

第2　事業の種類　一般国道482号（別府工区）道路改良工事（鳥取県鳥取市用瀬町別府字幸ノ神地内から同市佐治町葛谷字瀬谷地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　鳥取県鳥取市用瀬町別府字幸ノ神、字釜谷口、字広高下、字瀬谷口広高下、字広高下道ノ下、字釜谷、字別府ノ上ミ及び字カウノダイ並びに佐治町葛谷字瀬谷地内

2　使用の部分　鳥取県鳥取市用瀬町別府字釜谷口、字広高下、字別府ノ上ミ及び字カウノダイ地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市用瀬町別府地内から同市佐治町葛谷地内までの延長683.2mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道482号（別府工区）道路改良工事」（以下「本件事業」という。）である。